

独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会
細則第5条第4項に規定する自己の関係する短期大学の範囲について(案)

平成16年 月 日
短期大学機関別認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則(以下「細則」という。)第7条の規定に基づき、細則第5条第4項に規定する自己の関係する短期大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象短期大学に専任として在職(就任予定を含む。)し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象短期大学に兼任として在職(就任予定を含む。)し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象短期大学に役員として在職(就任予定を含む。)し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象短期大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており(参画予定を含む。)、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該短期大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の短期大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。